（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは（A － B）は0とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は0とし、C≦D≦Bのときは（B － C）は（B － D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A － B）は（A － D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、（B － C）× 0.6及び（C － D）× 0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　3年前の3月31日現在における医療法第7条第3項の許可を受けた病床の数

B　3年前の7月1日現在における診療所稼働病床数

C　2年前の7月1日現在における診療所稼働病床数

D　前年の7月1日現在における診療所稼働病床数

4　簡易水道等給水人口は、前年の三月三十一日現在における市町村公共施設状況調による当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する簡易水道事業の施設及び飲料水供給施設に係る給水人口に次の算式により算定した数を加えた数とする。

算式

A ＋ B × 0.9 ＋ C × 0.7 ＋ D × 0.5 ＋ E × 0.3 ＋ F × 0.1

算式の符号

A　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」（平成28年10月4日総財営第118号）において報告された5年前の4月1日から1年前の3月30日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなつた統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

［略］

E　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」において報告された9年前の4月1日から8年前の3月30日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなつた統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

（A － B）又は（B － C）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがA又はBのいずれよりも小さくないときは（A － B）及び（B － C）は0とし、CがAよりも小さくBよりも大きいときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.6及び（B － C）× 0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　2年前の3月31日現在における医療法第7条第3項の許可を受けた病床の数

B　2年前の7月1日現在における診療所稼働病床数

C　前年の7月1日現在における診療所稼働病床数

4　簡易水道等給水人口は、前年の三月三十一日現在における市町村公共施設状況調による当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する簡易水道事業の施設及び飲料水供給施設に係る給水人口に次の算式により算定した数を加えた数とする。

算式

A ＋ B × 0.9 ＋ C × 0.7 ＋ D × 0.5 ＋ E × 0.3

算式の符号

A　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」（平成28年2月16日総財営第3号）において報告された5年前の4月1日から1年前の3月30日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなつた統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

［同左］

E　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」において報告された9年前の4月1日から8年前の3月30日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなつた統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口